

会派行政視察報告書

会派：フォーラム新桑名 氏名：愛敬 重之

1. 視察先 : 滋賀県東近江市
2. 視察日時 : 平成 30 年 8 月 21 日 (木) 午前 10:30 ~
3. 視察事項 : 「まちづくり協議会」について
4. 視察を通しての考察・参考となった事例・感想等

東近江市「まちづくり協議会」の現状

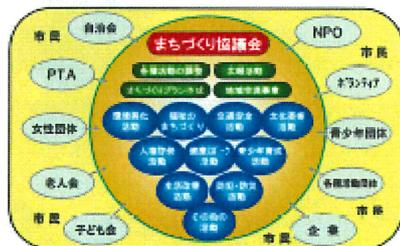
東近江市も合併、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、地方分権の推進などの経緯により「まちづくり協議会」が平成 17 年から 14 地区すべて誕生した。

平成 26 年 4 月には「協働のまちづくり条例」を制定し、必要なルールづくりがなされた。



市民主体のまちづくり自治システム

まちづくり協議会の概念



上図のように、市民が自主的に参加し、それぞれの地域課題を解決し、各地域の個性を生かしたまちづくりを行う。活動内容については、防災・防犯・環境・福祉など多岐にわたり、地域のためという**熱い思い**により、ボランティア精神で行われています。

●「まちづくり協議会」コミュニティセンターを指定管理するメリット

- ・事務局の確保
- ・コミュニティセンターを中心としたまちづくりをおこなえる。
- ・センター事業（社会教育事業）をまちづくり事業としておこなえる。
- ・余剰金をまちづくり活動に充てられる。
- ・地域に即したセンターの運営が可能。

●財政的支援としては表のとおりです

財政的支援	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
まちづくり協議会交付金	→												
地域活動支援補助金 (従軍空補助金)													
地域活性化事業補助金 (旧町地区のみ)													
地区自治会連合会への補助金													

○まちづくり協議会交付金 ... 団体の運営、まちづくり計画に基づく事業
 ○地域活動支援補助金 ... 事業提案型の補助金
 ○地域活性化事業補助金 ... 合併前から引き継いだ旧町のイベントへの補助金

財政的支援

◇まちづくり総合交付金

均等割 8.5 万円 + 人口割 (※ 100 円) + 面積割 (※ 400 円) + 地域特別加算 (旧 6 町地区のみ)



- 複数の事務手続きが1つで済む
- 使途が自由に
- 地区内の事業や団体との連携がやりやすく

●人的支援としては

人的支援	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
まちづくり協議会								8名	9名	9名	7名
まちづくり推進課											
支所 (8箇所)											
コミュニティセンター (認可町地区のみ)											
総務課											
地域担当職員 (平成28年1月開始)											

- 行政と協議会メンバーとの距離を感じ平成 28 年度より「地域担当職員制度」を導入したようです。桑名市では平成 30 年度に導入しています。
- リーダー育成については特にしておらず、定期的に 14 地区すべてのまちづくり協議会の連絡会を開催しているようです。(事務局：市まちづくり協働課)平成 18 年度より協議会の交流会を実施しており、様々な地域よりアドバイスをもらえるのでやる気にもなれると思えました。

●蒲生地区のまちづくり協議会の紹介

蒲生地区の場合は部会型（組織型）で 2030 年の蒲生地区の理想の姿を具体的に記載した「まちづくり計画」を着実に実行。継続性のある取組方法。

活動の財源は、市からの交付金でスタートしましたが、提案型補助金、委託金、H25 年度より世帯 500 円をもらい、H27 年度からはまちづくり総合交付金となっています。

一般社団法人がもう夢工房を立上げコミュニティカフェの運営など行うようになった。

まちづくり拠点については、空き店舗を活用するなど地区の方々に来やすい空間も必要かと感じた。



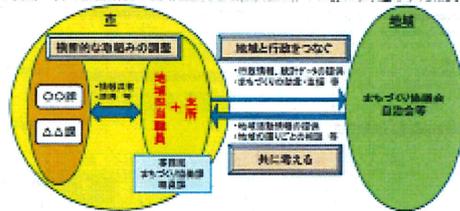
人的支援

- H18年度～ 8地区はまちづくり推進課が地区担当を決めて支援 6地区は支所が支援
- H20年度～ 8地区の公民館がコミュニティセンターに
- H21年度 地区担当廃止
- H23年度～ 6地区の公民館がコミュニティセンターに
- H23年度～H24年度 指定管理推進のため6地区のコミセンに市職員を配置
- H25年度 まちづくり協議課が誕生 (まちづくり推進課・緑の分権改革課・総務課の自治体興事業)
- H25年度～ 各支所に参事員(市職OB)を配置
- H28年度～ 担当理事を配置。地域担当職員制度を導入。

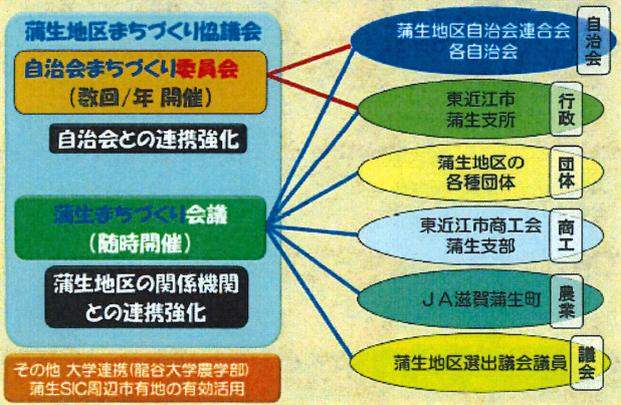
人的支援

H28年度～「地域担当職員制度」

地域と行政の相互の情報伝達・コーディネーター役として、地域のまちづくりと共に考え、支援を行う職員のこと。各地区まちづくり協議会に3名以上配置します。
 ◎本庁エリア：公募により選ばれた職員
 ◎支所エリア：副支所長＋支所職員(地域振興担当)＋公募により選ばれた職員

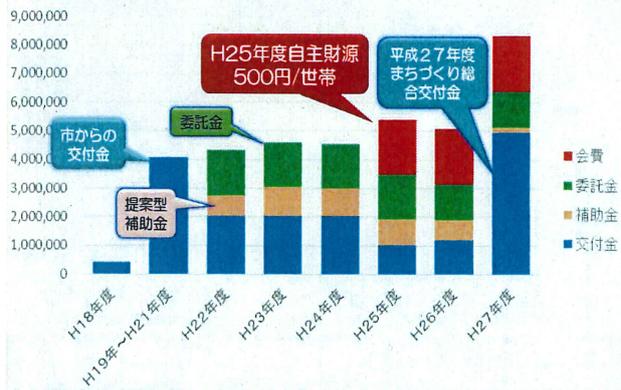


連携と協働の組織体制 関係機関との関係



蒲生まち協 活動の財源

蒲生まち協 年度別財源(収入)



●中野地区まちづくり協議会の紹介

中野地区の場合は組織型ではなくプロジェクト型である。毎月円卓会議を実施し、必要に応じてプロジェクトを発足し、地域団体と連携し事業を進める。

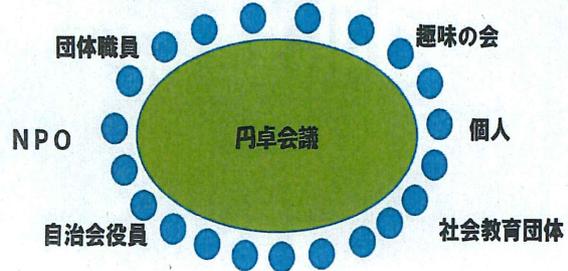
進める上での中心的な考え方については、初めから組織を大きくするのではなく、地域の人たちが誰でも参画できる体制づくりを目指しており、小回りが利くようになっている。中野地区でも、200年の歴史を持つ蔵を改築したコミュニティスペース「中野ヴィレッジハウス」完成させた。普段はカフェスペースとなっており、ハウスを中心とした地域との連携がされていました。

中野地区まちづくり協議会

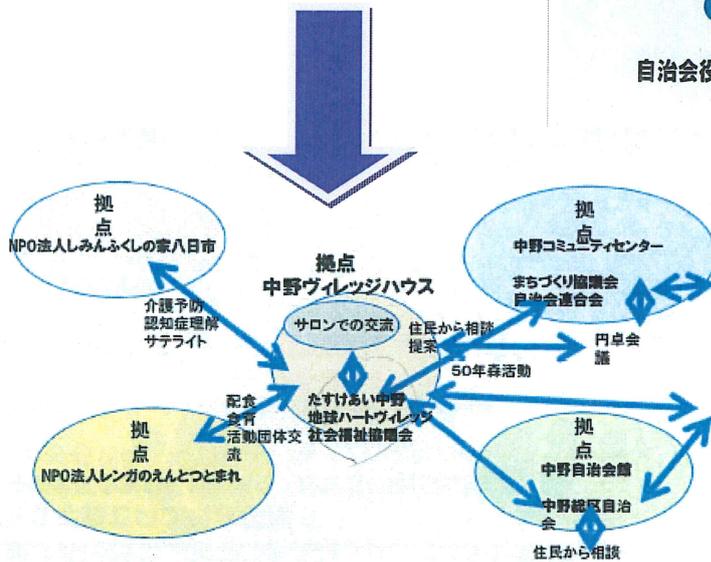
【主要プロジェクト】
 ○まちあるきプロジェクト ○歴史探訪プロジェクト ○山と川保全推進プロジェクト
 ○50年森整備 ○冒険遊び場 ○樹の木保全 ○広報委員会 ○婚活 など

プロジェクトは円卓会議からはじまる!!!

- ・毎月7日開催の中野について語るフリートキングの場
- ・出たアイデアは運営委員会に提案! すぐに実行!!



中野地区での様々な団体との連携



●現状と課題

これだけ素晴らしい事業を地域で実施しているのですが、以下の現状と課題があるので桑名市としても参考にしたい。

- ・若年層や女性の参加が少ない
- ・平均年齢の高齢化
- ・役員の後継者がなかなか見つからない
- ・自治会連合会をはじめとした既存団体等との連携
- ・まちづくり協議会の認知度

桑名市の計画

平成 30 年度⇒活動拠点、支援体制（人的支援、財政支援）の整備「地域担当職員制」の導入「総合支所の地区市民センター化、地区市民センター公民館の（仮称）コミュニティセンター化」

平成 31 年度～平成 33 年度⇒（仮称）まちづくり協議会設立準備委員会 地域の魅力探し・計画づくり・関係条例整備 『地域づくり一括交付金制度』の創設 市内全地域の（仮称）まちづくり協議会の設立

平成 34 年度～平成 36 年度⇒運営・実施体制の見直し 活動分野・範囲の拡大 地域内外への情報発信

以上